

【付属資料 II-3】第3国調査に係る調査計画書サンプル

【サンプル1】競合国調査計画書サンプル

「タイ開発調査に関する競合国調査

“韓国の木製家具産業”調査計画書」

調査対象業種 : 木製家具産業

調査対象地域 : 韓 国

<調査の背景と目的>

本調査は、タイの木製家具産業を輸出産業として育てていくためのプログラムを作るための参考とするため、タイよりも先行して発展しつつある韓国の木製家具産業について、これまでの発展経過、その間の政府による産業振興策や輸出促進策とその効果、同産業と主要企業の最近の動向を明らかにしようとするものである。

< 調 査 項 目 >

1. 業界の現状と展望（概況）

各項目の調査結果にもとづいて、韓国の家具産業の現状を、生産、販売、輸出、企業経営、技術や製品開発のレベルなどの観点から概説する。さらに今後の発展について、近隣アジア諸国との競争力の相対的变化、海外への生産移転、原材料入手の限界性、輸出市場開拓見通しなどから将来を展望する。

2. 産業の動向

①生産動向

可能な限り、過去10年間の家具生産（出荷）につき、品目別動向を明らかにする。

## ②木製家具産業の沿革

メーカー数の変化、メーカー規模（1社当たり従業員数・資本金）の特色、生産品目の変遷など。

## ③生産体制

主として機械化の状況、人工乾燥設備の状況。

## ④労働問題

熟練工の育成にメーカーはどのように取り組んでいるか。家具技術者訓練センターのようなものがあるか、あればその概要（公的機関）。

## ⑤原材料

国内資源の状況、輸入材と国内材の価格動向。

## ⑥競争力

韓国での家具の競争力の主要ポイントは何か（コスト、品質、デザイン開発力、輸出など）。特に以下の点について調べる。

(1) 1時間当たりの労働コスト（ドル換算）

(2) 製材品、合板、パーティクルボードのメーカー購入価格

製材品 チーク材 厚み15mm×幅100mm×長さ2,000mm

ゴム材 //

ローズウッド //

合板 4フィート×8フィート 厚さ4mm 1枚

厚さ4mm //

パーティクルボード4フィート×8フィート 厚さ12mm 1枚

厚さ6mm //

(3) 塗料（メーカー購入価格）

単位1リットル当たりのポリウレタン、アミノアルキッド

## ⑦規格

確立し一般採用されている規格。

## ⑧技術力

国際水準に比べてどのように評価されているか。韓国家具の技術力優位のポイントは何か。

## ⑨海外生産の動向

アジア周辺諸国への進出動向。進出先、理由、品目、輸出先など。

### 3. 輸出動向

#### ①輸出の変化

可能な限り、過去10年間の品目別輸出統計をもとに、品目別、相手国別の輸出の推移、品目の変化などを明らかにする。

#### ②輸出形態（完成品、半製品、部品）

#### ③輸出チャネル

OEM輸出はどの程度行われているか（相手国、品目別特色など）。OEM以外の輸出ルートは一般的にどのような形か。

#### ④輸出価格

最近の5年間の間で、輸出価格にどのような変化が見られるか。特定品目を例示しながら特に、'87～88年の動向を注目。

#### ⑤製品開発とデザイン

自主開発か、バイヤーの指示かなど。

#### ⑥海外市場の開拓、マーケティング活動

主要市場別の輸出目標設定、市場多角化、見本市、業界のミッション派遣など。

#### ⑦海外市場での競合関係

韓国製品の海外での競争力をどのように評価するか。主要市場での競争相手国はどこか、その理由は？

#### ⑧製品検査

家具の輸出検査につき、検査機関の概要と検査フィーなど。

### 4. 産業振興策と輸出促進策

本項では家具産業の生産および輸出の振興につき、政府がどのような政策をとり、制度を具体化してきたかを時系列的に明らかにする。またそれらがどのような効果を生んできたかを、政府サイドと民間企業の関係者の双方から聴き出して、客観的な評価としてまとめる。特に政府の原木輸出禁止策、技術関連への支援、金融・税制面などの優遇措置、等を通じた生産面での支援。また輸

出促進のための支援など具体的に考察する。

## 5. 主要企業のケース・スタディー

家具の主要なメーカー（輸出面でも重要なもの）5社程度を対象として、以下の諸点を踏まえたケース・スタディーを行なう。

- ①企業の沿革
- ②主要な生産・輸出品目の推移
- ③原材料、部品の調達状況
- ④政府の助成策、振興策をどのように活用したか。
- ⑤輸出戦略の展開
- ⑥海外企業との提携

本社において、外国企業との資本・技術提携関係があれば、内容を概説。

- ⑦経営陣の特色
- ⑧海外進出（生産）があれば、その背景・進出先合弁相手企業・規模・品目（輸出先）など、出来れば今後の計画について聞く。

## 6. 関連資料・パンフレット等の収集

本調査の過程で入手した韓国の家具産業、家具メーカーに関する資料・パンフレットや輸出向けカタログなどの資料を添付する。



## 〔サンプルー2〕市場調査計画書サンプル

### 「タイ開発調査に関する第3国マーケティング調査

#### “フランスの木製家具市場“調査計画書”

調査対象業種 : 木製家具

調査対象地域 : フランス

#### <調査の背景と目的>

本調査は、タイの木製家具産業を輸出産業として育てていくためのプログラムを作るための参考とするため、タイの木製家具の主力輸出市場であるフランスの木製家具市場の現状と展望を明らかにしようとするのが、本調査の目的である。

#### <調査の項目と内容>

##### 1. 業界の概況

木製家具業界の近況を概説する。とくに主要な品種別の生産・販売動向、主要企業の経営状況と戦略展開、市場での売れ筋商品の傾向などに重点を置く。

##### 2. 輸入動向

該当する業種、品目ごとの相手国別輸入状況を、過去5年間の貿易統計（できるだけ細かい分類）で明らかにしたうえで、輸入業界関係者からの事情聴取をも含めて、特徴や変化を分類する。

その際、とくに東アジア、東南アジア各国からの輸入動向について、品目別、グレード別、原産国別の特徴、変化などを詳細に明らかにする。

##### 3. 需要と競合状況

生産・貿易統計をベースに家具市場の品目別需要動向を明らかにするとともに、業界関係者からの事情聴取を含めて各品目での国産品、輸入品（半製品を含む）の競合状況、最近5年間の変化などを明らかにする。

その際、とくに東アジア、東南アジアからの輸入品（半製品を含む）相互の競合状況、市場シェアの変化などをできる限り詳しく分析する。

#### 4. タイ製品の流通・消費事情と評価

タイからの輸入製品が出回っている品目を取り上げ、OEM、その他（量販店等で販売されているものも含める）のそれぞれについて、関係業者へのインタビューを通じて、流通販路、取引条件、マークアップ率などを明らかにするとともに、タイ製品についての品質、デザイン、デリバリー、価格、販売方法などについての評価、批判と今後の見通しなどを聴き出す。

#### 5. フランスメーカーのタイ製品調達事情

タイからの家具を輸入（半製品、部品下請けも含む）しているフランスメーカーの担当者にインタビューし、タイ製品の取引の状況、品質、デリバリー、価格等についての評価、批評、改善点、今後の見通しなどを聴き出す。また、フランス以外の家具メーカーが同様にタイから家具を輸入している場合にも、同様なインタビュー調査を行なう。

さらに、フランスのメーカーの中に今後タイやアセアン地域への進出、合併会社の設立、タイからの家具の輸入などを考慮している動きを業界誌面等の記事や業界関係者とのインタビュー調査から拾い出すとともに、その傾向、見通しを明らかにする。

#### 6. 今後の展望

以上の調査結果を踏まえて、フランスの家具市場におけるタイ製家具の品質、デザイン、販売方法等の改善方法、フランスメーカーとの提携関係における問題点などをまとめ、今後の販路拡大に向けて提言を行なう。

#### 7. 関係資料・パンフレット等の収集

タイ製の家具がどのような形で流通し、市場で販売されているかを示すような雑誌記事（含広告）、パンフレット等を収集、添付する。



< 付属资料 >

### Ⅲ. 政策の部





【付属資料 III-1】

新繊維ビジョン答申、「今後の繊維産業およびその施策のあり方」

(1988. 11)

ここでは新繊維ビジョンの本論の要約のほぼ全文と、本レポートと特にかかわりの深いと思われる箇所の本論部分を抜粋、収録してある。

————— ★ ————— ★ —————

<要 約>

I. 経緯

繊維工業審議会・産業構造審議会は、「今後の繊維産業およびその施策のあり方」についての通商産業大臣の諮問（62年11月30日）を受け、1年間、60数回にわたり検討を続けてきたが、11月30日、審議の結果を取りまとめ答申を行った。

II. 答申「今後の繊維産業のあり方」の概要

1. 繊維産業を巡る内外環境の激変

60年秋以降の急激な円高等の中で繊維産業はかつてない激しい環境変化に直面。

(1) 円高の定着、NIES等の追い上げ

昭和60年秋以降の円高の進展、NIES等の追い上げ等により、繊維製品の輸入は急増、輸出は停滞している。

(参考) 繊維製品の輸入浸透率(59→62年：%)

繊維製品計	糸合計	織物合計
25.1→34.5	11.6→13.7	17.6→22.8

布はく製下着	布はく製外衣	ニット製下着	ニット製外衣
29.7→36.4	23.2→34.1	21.0→36.2	26.7→46.3

(2) 需要の高級化、多品種・少量・短サイクル化の進展

消費者需要の多様化が進展する中で、消費者の感性に左右されることの多い繊維製品は需要の高級化、多品種・少量・短サイクル化への対応を迫られている。

(参考) 多品種・少量・短サイクル化の進展 (織物外衣の例)

	昭和56年————→昭和61年		
	(A)	(B)	(B/A)
年間製品品種数	2,212点	4,324点	1.95
平均ロット	837反	462反	0.55
納期	40日	35日	0.875

2. 今後の見通し

1995年までの繊維産業の内需、輸出、輸入、生産の見直しは、為替相場が現行水準程度にとどまる等、国際的経済環境上の大きな変化がない限り、次のとおり。

<生産量は減少傾向>

- (a) 内需は堅調に増加 ←
  - 我が国経済が内需主導型で拡大
  - 新規用途の開拓 (家庭・インテリア用、産業用等)
  - 若年人口比率の上昇
- (b) 輸出は減少、輸入は増加 ← — アジアNIES等の追い上げ等
- (c) 生産量は(a)(b)により減少

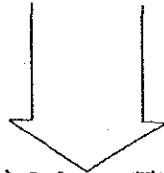
3. 我が国繊維産業の進むべき道と今後の繊維産業政策のあり方

<基本的ポジション>

輸出の減少、輸入の増加による国内生産の減少は、欧米の繊維産業も直面している課題。これに対する欧米諸国の対応は、輸入制限による国内市場の保護。

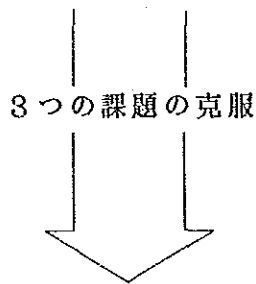
一方、我が国はその置かれた国際的立場 (市場アクセスの改善、製品輸入促

進、途上国への輸出産業育成協力) から、恒久的色彩の強い輸入制限は可能なかぎり避けるべきであり、繊維産業の内外環境変化への円滑な対応を基本の置くべき。



- ＜繊維産業の新たな発展のための3つの課題＞
- －内需の構造的変化に対応する供給体制（＝新しい実需対応型供給体制）の構築のための構造改善の推進と、内外環境変化に対応することが困難な事業者についての円滑な産業調整
  - －需要のファッション化への対応のための環境基盤整備
  - －情報化、技術革新への対応

こうした課題に対して、繊維事業者は、積極的に挑戦しなければならないが、繊維産業は、その工程分断性、産地性、小規模零細性等の特異な産業特性から、現在の厳しい環境下、事業者等の自助努力のみではこうした課題への対応が困難な状況にあるといわざるとえない。そのため3つの課題への対応のための政策面の積極的支援が必要。



08

3つの課題の克服

- ＜繊維産業の生活文化提案型産業への発展の国民経済的意義＞
- －280万人の雇用の安定
  - －地域経済の安定的発展
  - －衣料分野における、新しいライフスタイルの提案による豊かな国民生活の実現
  - －洗剤的需要の発掘による内需の拡大、内需主導型経済成長への転換

#### 4. 環境変化に対応する構造改善のあり方

- － 実需対応型補完連携の構築 －



#### 4-1. 新しい構造改善

新しい実需対応型供給体制の構築のためには、情報収集機能、商品企画機能、クイック・レスポンス機能等の諸機能の向上が必要。

そのため、複数の企業が連携してこれらの諸機能を相互に補完する新しい企業グループ（実需対応型補完連携＝リンケージ・プロダクション・ユニット（LPU））を形成してこれらの諸機能を向上させることが重要。

##### <実需対応型補完連携（LPU）とは>

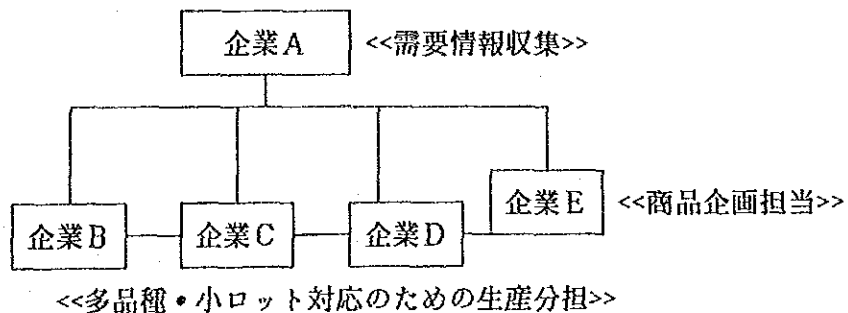
- 異業種垂直連携により需要情報の円滑な流通を確保するのみならず、グループメンバー間で機能を相互に補完し合うことにより、グループ全体として実需対応型供給体制の構築に必要な諸機能を向上させようとするもの。

【従来の構造改善】

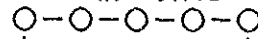


【参加者の事業間で異業種垂直関係が成立していることが要件。】

<<機能補完の一例>>



【実需対応型補完連携（LPU）による構造改善】



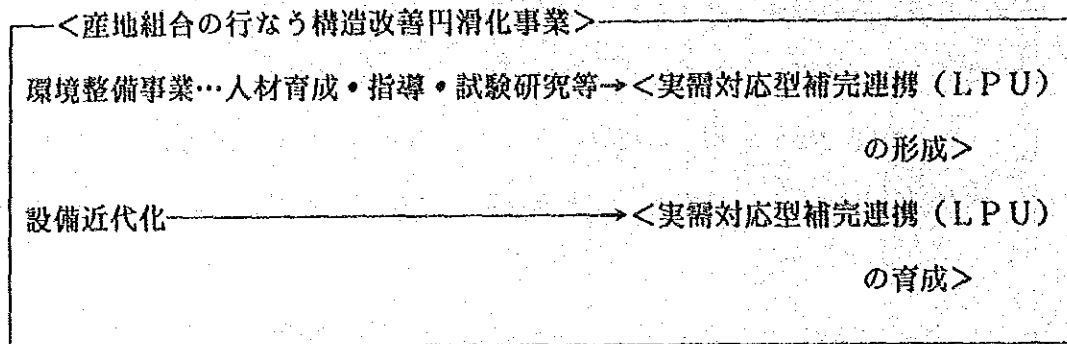
【参加者の事業間で異業種垂直関係が成立しているのみならず、相互に補完関係が成立していることが要件。】

- 実需対応型補完連携（LPU）は、具体的には、企業間業務提携，組合，共同会社等の形式をとる。
- 実需対応型補完連携（LPU）の整備により、需要変動に対する迅速な対応が可能となり、繊維産業の長年の懸案であった仮需依存型供給体制からの脱却が可能となる。

#### 4-2. 産地組合による構造改善の推進

産地組合は、産地のメリット（関連業種の集積による物、情報の円滑な流通）を活かしそれぞれの産地において実需対応型補完連携（LPU）の構築に努力をするべきである。

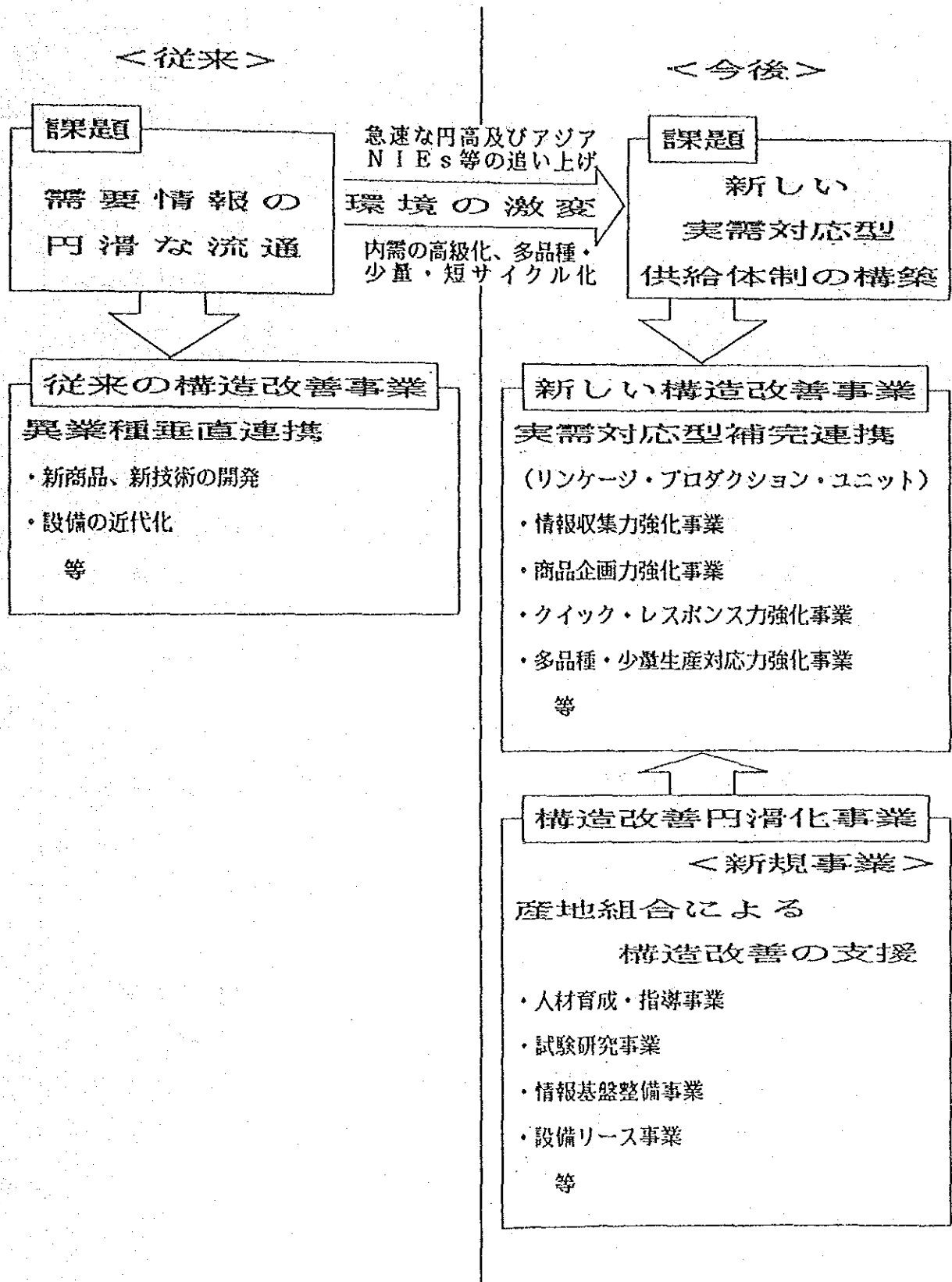
具体的には、実需対応型補完連携（LPU）の形成のための人材育成・指導、試験研究等を行い、さらに設備近代化の支援等をとおして実需対応型補完連携（LPU）の育成を図るべき。



#### 4-3. 政府の講じるべき措置

実需対応型補完連携による構造改善事業および産地組合の構造改善円滑化事業を推進するため、政府として強力な助成措置が必要、そのため、繊維工業構造改善臨時措置法の改正を含め所要の措置を講じるべき。

# 新構造改善事業のしくみ





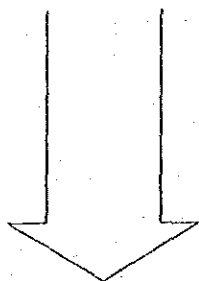
## 5. ファッション化への対応のための環境基盤整備

### ー 繊維リソースセンターの整備 ー

ファッション化への対応のためには、繊維産業全体としての商品企画力、情報収集発信力の強化が必要であり、そのための基盤施設（繊維リソースセンター）の整備が必要。

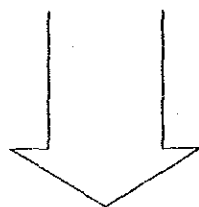
#### <繊維リソースセンターとは>

繊維製品の商品企画において、素材部門による優れた素材の提案とアパレル企業、デザイナーによる商品開発など、両部門の相互交流が重要。



【(例) ある著名なデザイナーは、自らのイメージを投影する素材を求め、000軒以上の工場を訪問している。】

現状では繊維産業の複雑かつ工程分断的な供給構造から、各企業、産地がどのような素材を供給できるか等の情報が円滑かつ十分に伝達されているといえず、素材部門の優れた技術を繊維産業の企画・提案力の向上に結実させる妨げとなっている。

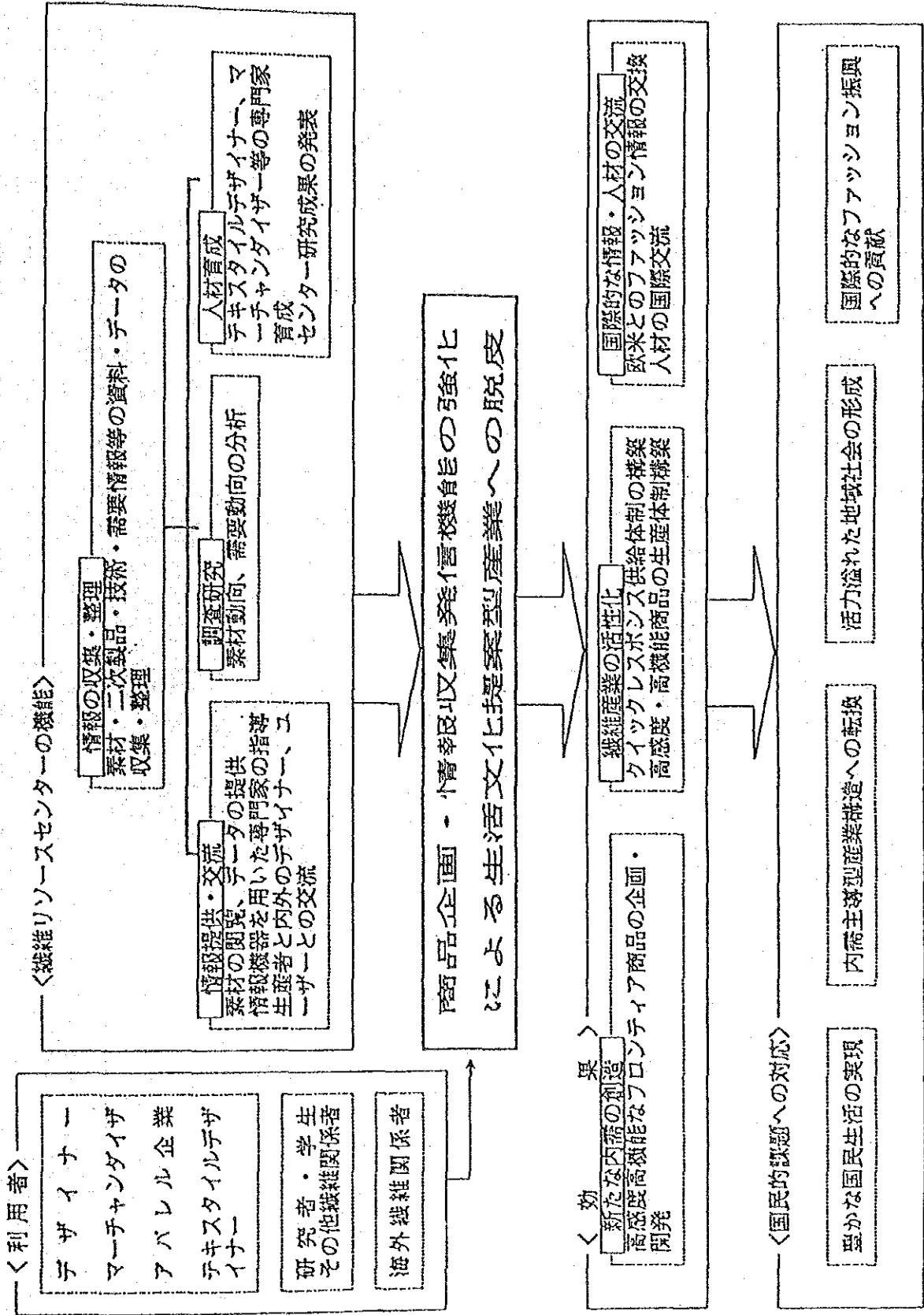


多様な素材・二次製品について「資料」を総合的に収集して、全国各繊維事業者・デザイナー等に紹介するとともに、商品企画に必要な情報の提供等を行なうことにより、部門間の相互交流を促す基盤施設の整備が必要。

#### ・繊維リソースセンターの主な機能

- (1) 繊維素材に係る資料・データ等の収集・分析・加工およびその提供
- (2) テキスタイルデザイナー、マーチャンダイザー等の人材育成
- (3) 繊維素材に係る調査研究 等

# 繊維系リソースセンター設立の趣旨

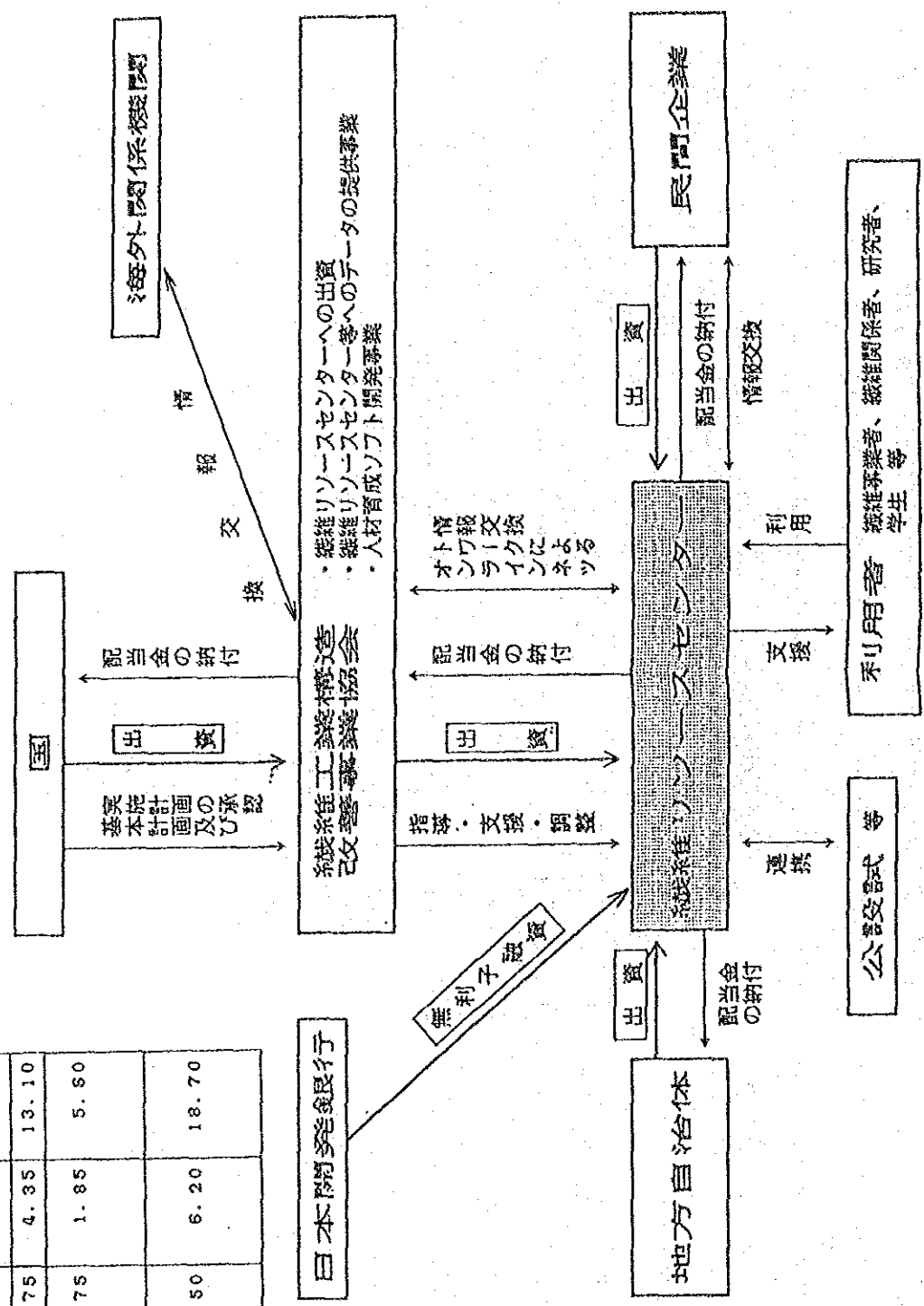


( 内 容 )

単位：億円

	1 年 目	2 年 目	計
出	6.00	3.00	9.00
出 資 70%			
出 資 70%	2.75	1.35	4.10
出 資 30%			
出 資 30%	8.75	4.35	13.10
出 資 30%	3.75	1.85	5.60
出 資 30%	12.50	6.20	18.70
計			

# 繊維リソースセンター事業概念図



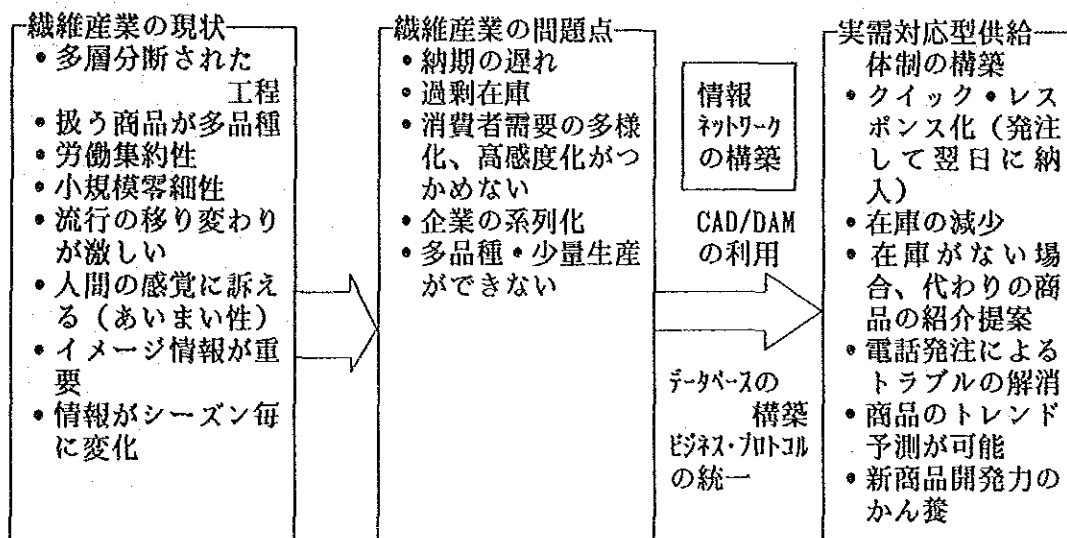
## 6. 情報化・技術開発

取扱品目が多岐にわたる繊維産業においては、生産・取引に係る情報量は膨大。近年急速に進歩しつつある情報化の成果を積極的に導入することは、新しい実需対応型供給体制の構築にとって極めて有効。

そのため、繊維情報ネットワークやデータベース構築のための調査研究、ビジネス・プロトコル標準化等の環境整備事業を繊維工業構造改善事業協会で行なうべき。

また、新しい実需対応型供給体制の構築のための技術課題としては、①衣服の設計・評価等の自動化技術、②感性情報の定量化のための基礎技術等があり、これに対する適切な支援が必要。

### (繊維産業の情報化)



## 7. 通商問題について

### ＜MFA（国際繊維取極）の取扱い＞

MFA（国際繊維取極）の発動については、特定品目の輸入急増により、国内産業に重大な被害が生じる場合であって、輸出国との意見交換、輸入急増が公正な貿易によって引き起こされた場合の不当廉売関税措置等、種々の方策を講じた結果、どうしても実効が上がらない場合の最後の手段として考えるべきもの。

また、仮にMFAを発動する場合に至っても欧米が採っているような恒久的色彩の強い輸入制限的措置ではなく、あくまで輸入の秩序化のみに目的を限り、かつ、対象も特定製品に限定したものとすべきであり、一時的な緊急避難措置にとどめるべき。

また、MFAの発動の検討に際しては、直接の要件以外にも現下の我が国の置かれている国際経済情勢、消費者の立場への配慮など、国民経済的観点も踏まえ総合的視野からの検討が必要。

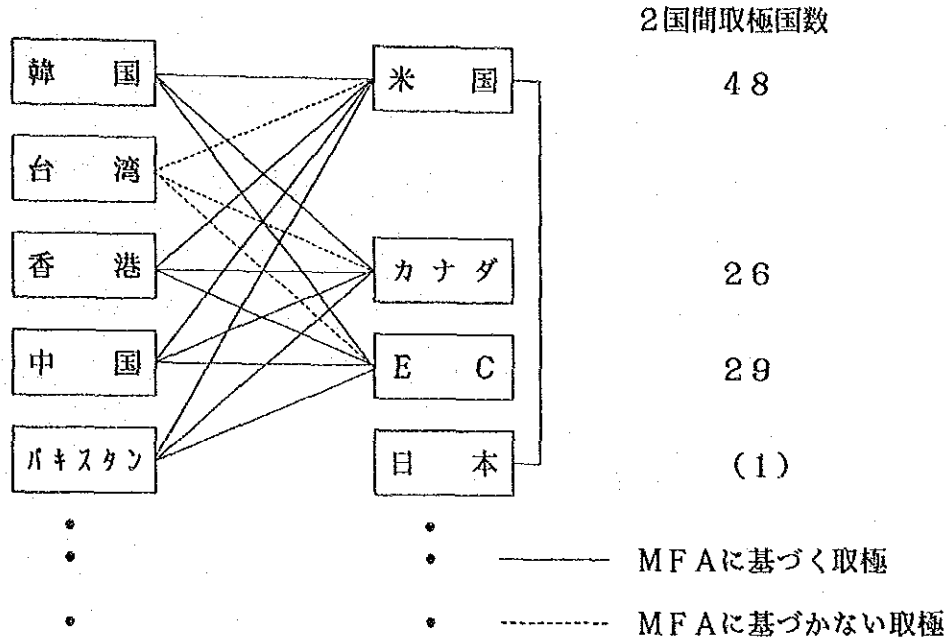
### ＜輸入の秩序化にあたっての対応＞

輸入秩序の維持のためには、業界、繊維工業審議会、政府が有機的連携を取りつつ以下の対策を進めることが必要。

- (a) 関係業界は、受給動向の把握による無秩序な輸入増加の防止、輸出国の業界との意見交換による相互理解の深化に努めるべき。
- (b) 政府は、輸入動向、輸出国の国内事情等に関する情報を整備し、我が国市場のサーベイを目的として開催される繊維工業審議会需給部会調査小委員会（学識経験者から構成）に提供すべき。
- (c) 繊維工業審議会需給部会調査小委員会は、定期的サーベイの結果を踏まえつつ、特定分野の輸入急増問題が発生したと判断した場合、機動的に調査を行い、政府の講ずべき措置の提言を行うべき。
- (d) さらに政府は、輸出国との意見交換、GATT原則に反する不公正貿易に対する不当廉売関税措置、相殺関税措置による対応、MFA7条の趣旨を踏まえた情報交換協定など適切な選択をすべきであり、これらの対策で実効が上がらない場

合、繊維工業審議会需給部会小委員会の提言を参考にしつつ、MFAの取り扱いの考え方に則り、適宜、適切にMFAを適用した措置をとる。

(参考) MFAの発動状況(2国間繊維輸入制限取極の締結状況)



## 8. 登録制

### <漸進的緩和>

登録制については、従来より改善を図ってきており、今後とも引き続き着実な改善を検討することとする。なお、このような検討に当たっては、輸入急増等により繊維産業が大きな影響を受けていること等にかんがみ、輸入急増への対応、繊維産業の構造改善への対応をどう行っていくか、更には産地組合等の活性化等も併せて考えていくことが必要。

(参考) 登録制の経緯

昭和29年 中小企業安定法

無登録織機の使用制限を内容とする設備制限規制の制定および織機の新設禁止を内容とする設備制限規制を制定した。

昭和32年 中小企業団体の組織に関する法律(中小企業団体法)

業種別アウトサイダー規制命令および設備設置制限規制を制定した。

- 
- 
- 
- 
- 

昭和61年 追加登録制度の導入

繊維工業構造改善臨時措置法に基づく構造改善事業計画に従って設置する設備等についてスクラップなしに設置および登録を認めた。

昭和62年 特別登録制度の導入

綿スフ織物，毛織物，麻織物の相互間で10%以内での相互乗り入れを認める等の緩和を行った。

昭和63年 複数登録制度の導入等

綿スフ織物，毛織物，麻織物において、1台の織機で、複数の織物の製造を認める等の緩和を行った。

## <本 論>

### 第1章 繊維産業の現状と内外環境の変化および今後の展望…(略)

### 第2章 我が国繊維産業の進むべき道

#### 1. 生活文化提案型産業への発展に向けた新たな課題

##### 1-1. 新たな課題の克服による生活文化提案型産業への発展

第1章で述べたように、繊維産業は現在、(a) 需要の高感度化、高品質化、多様化、短サイクル化、(b) アジアNIE S等の追い上げ、円高による輸出の停滞、輸入の急増等の激しい環境変化の中にある。

こうした輸出の停滞および輸入の急増による国内生産の減少は、欧米諸国の繊維産業も直面している問題である。これに対し、欧米諸国は、輸入制限により国内市場を保護するという対応を行ってきた。我が国は欧米諸国とは異なり、発展途上国の追い上げ等に対応するための構造改善を中心に対処してきた。今後も、恒久的色彩の強い輸入制限については、我が国の置かれた国際的立場—我が国が膨大な貿易黒字の蓄積の中で、対外的に製品輸入の促進を明確に打ち出していることおよび我が国の経済協力の路線が、途上国の輸出産業育成協力にも重点を置きつつあること等—を考慮すれば、可能な限り避けるべきであり、繊維産業が、高級化、多品種・少量・短サイクル化する内需に適合しうる供給体制を構築するという形での対応を円滑に進めていくことを基本に置くことが重要である。

そのため、具体的に必要なことは、次節以下で詳述する次の3つの課題を克服し、新しい実需対応型供給体制を構築し生活文化提案型産業へと脱皮することである。

第一の課題は、繊維産業全体として内需の構造的変化に対応する供給体制(=新しい実需対応型供給体制)を構築するべく構造改善を推進するとともに、内外の環境変化に対応することが困難な事業者について、事業転換等の産業調整を進めていくこと—積極的な構造改善と円滑な産業調整を同時に進めていくこと(以下「構造調整」という。)—である。

第二の課題は、需要の高感度化・高品質化など近年顕著になりつつある需要のファッ



ション化傾向に対応するため、繊維産業の商品企画、情報収集・発信力を向上させることが必要であり、このための基盤施設の整備、人材育成の充実など環境基盤の整備を行うことである。

第三の課題は、需要の変化に対応した供給体制を構築するため、近年、急速に進みつつある技術革新、情報化の成果を積極的に繊維産業に活かすことである。

こうした課題に対応するにあたっては、雇用を確保し、また、労働条件の悪化を防ぐ等労働問題について十分な配慮を行うことが必要である。

加えて、繊維産業の発展は地域振興に大きく寄与するものである。そもそも繊維産業の消長は地域経済に対して大きな影響力をもつものであるが、繊維産業が先の3つの課題に対応していくならば、地域に対する繊維産業の影響は単に経済の分野のみにとどまらない。すなわち、ファッション性の高い製品の生産や、また、ファッションイベントの開催、各種基盤施設の設置等を通して、地域に時代の先端を行く新たなイメージを賦与することを通して、地域の活性化に資するものである。

## 1-2. 環境変化に対応した繊維産業の構造調整

### 1-2-1. 繊維産業の構造改善

繊維産業は、現在の激しい環境変化の中で、川中の織物業を中心として企業数・設備台数が大幅に減少している等内需依存度を強めながら、量的には縮小傾向にある。また、川下においては売上や企業数は増加しているものの、二次製品の輸入の増加は著しい。こうした中で一部の合繊製造業、アパレル、流通業を中心に消費者需要を反映した商品の提案と高級化、多品種・少量・短サイクル化への対応も見られるが、繊維産業全体としては内需の著しい変化に十分即応できていないのが現状である。

繊維産業を取り巻く環境が、アジアNIES等の追い上げ等によりますます厳しくなること、現下の我が国を取り巻く国際的経済情勢にかんがみれば、我が国繊維産業としては巨大な国内市場で進展しつつある高級化、多品種・少量・短サイクル化の動きに積極的に対応するとともに、こうした市場において需要創造に積極的に参画していくことが新たな発展の途であり、そのために新しい「実需対応型供給体制」の構築が求められている。

新しい実需対応型供給体制とは、(a) 消費者需要の把握に基づく供給側の提案とこれ

に対する需要側の選択によって実需を顕在化させるとともに、(b) リードタイムを短縮化するクイック・レスポンス体制を確立することにより、実需に対応した商品が廉価で適時・適量、供給される新たな仕組みであり、具体的には、(a) 川下の販売面で収集しうる情報と結びつき、消費者需要を的確に把握しつつ、(b) 商品企画に携わる者の感性を十分に活かすことにより、消費者の潜在的な需要を顕在化させる商品企画を行い、(c) 多様な品目について適切な価格で生産・販売できる能力を持ち、その物流・品質を管理できること等の多様な機能によって特徴づけられる。

### 1-2-2. 産業調整の必要性

先述したように、現在、繊維産業が直面する内外の環境は大変厳しいものであり、繊維産業はこれを克服するために、多くの課題を達成することが求められている。しかし一方で繊維産業の産業特性は、こうした課題克服の障害となっており、また、環境変化が急速に進展していることからみてこの産業に与えられた時間的余裕も十分とはいえない。こうした中で、現実問題として、環境変化への対応ができる企業とできない企業が存在することも事実であろう。そこで環境変化に対応することが困難である事業者については、雇用問題等に対して十分な配慮を行いつつ、事業転換等の「産業調整」を進めていくことが必要である。

具体的には、第一に輸入品への対応、構造改善への対応をどう行っていくかということと併せて、設備登録制について見直すことが必要である。

また、今後、繊維産業における構造調整がドラスチックに進行する過程において、設備にも着目した産業調整のあり方を検討することが生ずる場合には、過去の経緯と問題点を踏まえて広くコンセンサスが得られるような新しい理念と内容をもった新たな産業調整のあり方について慎重に検討する必要がある。

第二に、繊維産業を取り巻く環境変化の中で、事業転換、新分野進出を行って活路を見出すことが求められているが、情報提供、各種指導等を行うことによって、その円滑化を図ることが必要である。

以上述べたような環境変化に対応した積極的な「構造改善」と円滑な「産業調整」を同時に進めていくことによって、繊維産業全体としての「構造調整」を図っていくべきである。

### 1-3. 基盤整備等によるファッション化への対応

需要の高感度化、高品質化等ファッション化と総称される動きに対する対応として、繊維産業の商品企画機能、情報発信機能の強化が特に必要不可欠であるが、こうした機能の強化のためには個々の事業者の努力のみでは不十分であり、環境基盤の整備が必要である。

繊維産業における高感度、高品質で優れた商品企画や情報発信は、従来から、素材部門による新しいデザイン・品質等をもった素材の提案と、アパレル企業、デザイナー等の優れた企画力、感性に基づく商品開発など、川上、川中および川下の相互交流によりもたらされていることが基本となってきた。

ところが現状では、伝統的な供給構造の複雑性、工程分断性等から、産地、企業がどのような素材を供給できるか、どのような素材が求められているか等の情報は日常の取引等を通して断片的に伝達されるのみであり、広く関係者に円滑かつ十分に伝達されておらず、川上、川中および川下の広範な相互交流と活性化が難しい状況にある。このことがまさに我が国繊維産業全体の企画・提案力の向上の妨げとなっていた。こうした状態をそのまま放置していれば、厳しい国際環境の下で素材部門が、従来有してきたきめ細かい生産管理能力、加工技術の水準の高さ等の長所を十分活かすことなくその力が弱まり、繊維産業全体としての企画力、創造力の向上に限界が生じることとなる。このような状況は、市場創造、生活文化の向上など国民生活・文化・経済全般の観点からも留意されるべきものである。

こうした事態を避けるため、繊維事業者自身の構造改善を推進する一方、個々の事業者の努力のみによって対処しえない、創造力の強化と相互交流の促進を進めるための環境基盤を整備することが必要である。具体的には素材、アパレル部門において生み出される多様な素材、二次製品について「資料」を総合的に収集し、その全国各地の繊維事業者、デザイナー等に紹介すること等を通じて部門間の交流を推進するとともに、繊維事業者が商品企画等において必要とする需要情報、技術情報、海外情報の提供等を行い、繊維産業のファッション化対応の基盤的施設としての役割を果たす「繊維リソースセンター」の整備を行っていくべきであろう。こうした基盤施設の整備は、一方で地域をファッション性の高い製品の供給基地および情報の受発信基地として変身させる核としての意味を持ち、地域レベルでのファッション感性の醸成、地域のイメージの浮揚に貢献するのみならず、他方で消費地と産地との有機的連携による繊維産業の高度化、ひ

いては豊かな国民生活の実現、内需主導型産業構造への転換、国際的なファッション振興への貢献という点からも大きな期待がかかるものである。

この他、繊維産業としてはこうした対応に加え、ファッションビジネスを国際的に展開し、加えて、欧米、アジア等との交流を一層進め相互に啓発しあうためのワールド・ファッション・フェアの開催、デザイナーの交流、研修性の受入等を進めることが必要である。

#### 1-4. 技術開発と情報化の推進

##### 1-4-1. 技術開発の積極的推進

繊維産業は、その製品の柔軟性、製品の多品種・少量性等から、従来、手作業に依存する面が多かったが、今後、新しい実需対応型供給体制を構築するためには、近年の技術革新の急速な進展と歩調を合わせ、繊維産業全体としての技術基盤を強化することが重要である。そのためには、商品企画力・設計力の強化や、多品種・少量・短サイクル化に対応した生産機能の向上が必要である。具体的には、(a) 繊維製品の企画・設計・評価の自動化技術の開発、(b) 多品種・少量・短サイクル化に対応した織物・衣料分野等における切り替えロス低減による生産の効率化、品質安定化等、特に生産工程の中でも時間短縮や効率化の障害となっている準備工程の効率化等が重要である。

また、化合繊、紡績、染色加工を中心に複合素材など差別化素材の開発への適切な対応が必要である。さらに、衣料分野における評価は、フィット性、快適性等の人間の感覚に基づく領域が多いにもかかわらず、その基礎的研究が十分でないため、そうした分野の研究開発の推進が必要である。

産業用資材分野等においても広範な分野に繊維材料を適用していくために、高機能繊維材料の開発など革新的な技術開発を引き続き強力に進めることが必要である。

他方、消費者に対する適切な情報の提供、事業者間の取引の円滑化等のための基盤整備として、これら差別化素材・加工製品および産業用素材の評価技術の確立並びにそれらの製品の標準化を積極的に推進すべきである。

##### 1-4-2. 情報化の推進

繊維産業が新しい実需対応型供給体制の構築を図るためには、川下からの情報に川

中、川上が円滑に対応することが必要である。しかし、繊維産業は他産業に比べ素材や取り扱い品目が多岐にわたるため、生産・取引に係る情報量は膨大である。他方、繊維産業の産業構造をみると、多層かつ工程分断的であり取引等が複雑である。このため消費者需要に係る各種情報が上流の工程に流れにくく、情報を駆使し的確かつ効率的な企画・設計、生産、物流を行うことも、他産業に比べ困難である。こうした状況を打破するためには、近年、急速に進歩しつつある情報化の成果を積極的に活かすことが必要である。

具体的には、繊維産業内の情報ネットワークを形成、さらに、業界内や企業グループあるいは産地の共同VANサービス、各種情報をデータベース化して共有化を図ることも期待される。また、川下分野における各種商品情報や顧客情報等の的確かつ迅速な把握と、消費者需要に対応した品ぞろえの重要性が高まっている。このような要請から、POSシステムやEOS (Electronic Ordering System=回線を利用して発注情報をオンラインで商品生産者等に伝送するシステム) 等の新たな情報システムの開発・導入等についても積極的に対応することが必要である。

## 2. 新たな課題に対する基本的取り組み方

### 2-1. 事業者および業界団体の主体的取り組みの必要性

繊維産業が厳しい環境を克服するため3つの課題を達成するために最も重要なのは、繊維事業者自身の自助努力である。日本の繊維産業は、戦後、数回の不況や2度にわたる石油危機等さまざまな試練を受けてきたが、今後、我が国産業が直面する状況はこうした従来のものとは全く異なるものである。すなわち、過去の試練の下では繊維生産は長期的には繊維産業の量的拡大を期待できるものであった。しかし今後は、円高の定着、アジアNIE S等の追い上げの中で、繊維産業全体としてもはや生産は量的縮小を予想される状況にある。こうした状況にあって繊維産業が新たな発展をとげるか否かは、事業者自らが如何にこの事態に立ち向かい新たな活路を切り拓いていくかにかかっている。

また、業界団体にとっては、こうした個別事業者の自助努力を側面から支援するべく指導、教育、情報提供、調査研究等を通じた業界全体の発展の基盤整備に新しい状況に応じて従来にもまして努めるべきである。さらに繊維業界の工程分断性と複雑さが業界

間の意思疎通を困難とし、利害対立、理解不足を生ぜしめ、このことが繊維産業全体の発展の疎外要因となりがちであったことから、関係業界に対しては、有機的連携を強め相互協調を図るための新たな努力が強く求められる。

## 2-2. 政府の補完的施策の必要性

繊維産業が内外の環境変化に対応し新たな発展の途を拓するためには、繊維事業者および業界団体自身による3つの課題への対応、努力がまず基本となる。しかし、繊維産業はその産業特性ゆえに、現下の厳しい環境下、事業者等の自助努力のみで、こうした課題の実現は困難な状況にあるといわざるをえない。

国民経済的観点からみても、繊維産業の内外環境変化への対応が重要な課題である。そこで政府としても、繊維事業者および業界団体の自助努力に対して、補完的支援措置を講じることにより、上記課題への対応を応援していくことが必要である。

その際、内需の持続的拡大を可能とする経済運営を行っていくことが、繊維産業が環境激変に対して円滑に対応していくための前提条件となることも留意するべきである。

## 第3章 今後の繊維産業対策のあり方

### 1. 構造調整の積極的推進

#### 1-1. 環境変化に対応した新しい構造改善

##### 1-1-1. 従来 of 構造改善事業

繊維産業においては、昭和49年以降現在に至るまで繊維工業構造改善臨時措置法に基づき、垂直連携、すなわち異業種にまたがる企業の連携による商品開発力強化と高付加価値化の追及に重点をおいた構造改善の推進が図られてきた。

こうした構造改善事業が開始された背景は、昭和40年代後半の発展途上国の追い上げ、需要の高度化・多様化などの急速な環境変化に対し、繊維産業が、従来の規模の経済の追求のみでは対処しえなくなったことにある。量産による規模の経済の追求により対抗することは困難であり、また、所得の上昇に伴う消費者需要の急速な高級化、多様

化、個性化に対して、単なる大量生産では対応しえなかったことにある。そこで、我が国繊維産業は、価格競争力面で発展途上国が優位に立つ分野から、より知識集約型分野にその生産活動の重点を移行する必要性が生じ、その結果、消費者需要情報の適切な把握とそれに基づく新商品開発等のソフト面の強化が緊急の課題となったのである。

他方、繊維産業では、多段階、複雑、工程分断的な供給構造が歴史的に形成されており、このような構造が消費者需要への対応を遅らせるとともに、生産・流通の各段階に生じる仮需に大幅に依存して生産が行われることから供給過剰を惹起しやすくなる原因となっていた。

そこで、こうした工程分断性による異業種間の情報の流通の阻害が繊維産業のソフト面の強化にとって問題であるとの認識から、異業種垂直連携により情報の流通の円滑化を図り、構造改善事業を実施するものに対して政策的支援を行うこととしたのが、現行の構造改善の考え方である。

こうした構造改善の理念は、新しい実需対応型供給体制の構築の一方策として、基本的には評価できるものであるが、環境の激しい変化は、単なる異業種連携による情報の流通の円滑化のみならず、さらに多品種・少量対応機能、クイック・レスポンス機能等多様な機能を発揮しうる体制を構築することを迫っており、この観点から見れば、現行の構造改善事業も必ずしも十分であるとはいえずその不十分な点を改善していく必要がある。

#### 1-1-2. 実需対応型供給体制の構築に向けた構造改善

技術革新・情報化の進展は、多品種・少量・短サイクル型技術の進歩を促進し、繊維産業における新しい実需対応型供給体制の構築を可能としている。

新しい実需対応型供給体制の構築に向けた、情報収集機能、商品企画開発機能、多品種・少量対応機能、クイック・レスポンス機能等の諸機能の強化のためには、単に新鋭機器を導入するだけでは不十分である。こうしたハードを十分使いこなしこれを情報収集、商品開発、生産、物流、品質管理機能に結びつけるソフトを有することが必要であり、新しい構造改善事業の実施にあたってはハード、ソフト両面から、こうした諸機能を向上させることに主眼をおくべきである。

#### 1-1-3. 新しい構造改善のあり方

### ①実需対応型補完連携による新しい実需対応型供給体制の構築

繊維産業の現状を考えるならば、複数の企業の連携により、新しい実需対応型供給体制の構築に必要な諸機能を相互に補完するべく連携（実需対応型補完連携＝リンケージ・プロダクション・ユニット）し、高級化、多品種・少量・短サイクル化に特色付けられる市場に柔軟かつ積極的に対応するグループを形成することが重要である。

具体的には、産地内や産地間で、さらには全国展開等を視野において業務提携、あるいは組合形式、共同出資会社の設立等により、多品種・少量・短サイクル化への対応に必要な機能を補完してグループ化を図っていくことである。

こうした実需対応型補完連携は、従来の連携とはその内容において大きく異なるものである。すなわち、従来の連携は工程分断性による需要情報の流通の阻害を解消することを目的として、グループの構成員の異業種垂直連携を行っている企業で、機能を相互に補完し合うことにより企業ごとの特性を伸ばし、もってグループ全体として情報収集機能、商品企画機能、多品種・少量対応機能等の向上を実現していこうとするものである。

また、こうした実需対応型補完連携の構築により、クイック・レスポンス機能の強化を図れば従来から繊維産業の需要、技術面での特性から生じた問題の多くを解決することが可能である。

実需対応型補完連携を整備すれば、(a) 需要予測のスパンが短縮化されることから、より少ない費用でより正確な需要予測が可能となる、(b) 余分な在庫保有を減少させることが可能となり、コスト低下につながる、(c) 「売れるものを作る」という体制の構築により仮需の発生を抑制することが可能となり需給の不均衡に伴うリスクを軽減することができる等繊維産業の供給体制の問題点を解決することができる。

### ②実需対応型補完連携と外部の連携

繊維産業は加工段階が多層であるため、新しい実需対応型供給体制を構築するには各企業内または実需対応型補完連携内だけではなく、繊維産業の各工程段階間での相互の情報交換やマーチャンダイジング、マーケティング等のソフト面や物流面での連携を密にすることが必要である。

### ③繊維流通業の役割



実需対応型補完連携、繊維産業全体のネットワークの構築において、繊維流通業の果たすべき役割は大きい。すなわち、現在でも繊維流通業は、各段階で生産者とともにリスクを分散し合い、多様な品ぞろえ等により生産と消費のギャップを埋めているが、さらに、これに加え各段階の情報を収集し商品企画等を行い、生産管理、品質管理等の多様な機能を担っているものも少なくない。また、ネットワークという観点からみても、物流業者が繊維卸業務の代行を行い、繊維産業のネットワーク化の結節点となる動きも現れ始めている。

今後は、繊維流通業としても情報化への積極的対応（例えば、販売先とのネットワーク化等による顧客情報の把握とそれに基づく生産者とのネットワーク化等による物流費の低減、徹底した単品在庫管理および効率的ピース・ピッキング・システムの確立等）を通じて、実需対応型供給体制構築のための諸機能の一翼を担っていくことが期待される。

#### 1-1-4. 産地のインキュベーター機能を活用した構造改善の推進

繊維産業は企業規模が小規模零細なものが数多く存在していること等から、個々の事業者の自主的努力だけでは実需対応型補完連携を構築することが困難な場合も少なくないと考えられる。そのため、産地における繊維事業者の大宗を構成員とする産地組合は、その情報の収集・提供力、技術開発力、資金調達力等の利点を活かし、実需対応型補完連携を構築しようとするこれらの組合員の努力を積極的に支援すべきである。

具体的には、産地組合は、組合員である繊維事業者の実需対応型補完連携の母胎（インキュベーター）としての機能を活用し、実需対応型補完連携の形成を促進するための共同事業としての人材育成・指導、試験研究、情報提供等を行うとともに、実需対応型補完連携による構造改善に対して設備近代化の支援等を行うことにより、その育成を促進する等の事業を行うことが重要である。

#### 1-1-5. 政府の講ずべき措置

新しい実需対応型供給体制を緊急かつ着実に構築していくことが繊維産業の課題となっているが、そのためには新しい構造改善事業の推進が急務であり、現行制度を踏まえより強力であり、かつ、事業の難易度に応じてきめ細かい助成措置を講ずることが必要である。

また、産地組合がその利点を有効に活かしていかなければ、産地内企業の構造改善を進めることは困難な場合も少なくないことから、産地組合による組合員の構造改善の基盤整備のための事業を推進していくべく、助成措置を行うことが必要である。

さらに、繊維産業の構造改善の中核的機関として、現在、繊維工業構造改善事業協会が設置されているが、今後も、同協会の構造改善に対する過去の蓄積を生かしていくべきであり、また、同協会の事業についても、繊維産業の新たな課題を踏まえ、ファッション化対応のための基盤整備の支援、新需要開拓に対する助言、指導、人材育成など新規事業の実施について、検討すべきである。

上記のような施策を行うために繊維工業構造改善臨時措置法の改正を含め、所要の措置を講じるべきである。

## 1-2. 産業調整の現状と評価

### 1-2-1. 設備調整対策の見直し

#### ①設備登録制

(a) 現行の設備登録制に対する検討経緯……(略)

#### (b) 設備登録制の現状と評価

設備登録制は過剰設備等を原因とする過当競争を防止し中小企業の経営の安定を図るためのものであるが、繊維産業においては昭和30年代の過剰設備を発生させていた客観的条件は失われ、また、石油危機後の急激な需要減少に対し昭和62年度までに繊維については25業種において設備廃棄を実施した結果、今日においては本来の意味での過剰設備は昭和30年代に比べて相対的に減少していると考えられる。

昭和30年代のように我が国繊維産業の国際競争力が強く、設備投資誘因が強く働くことから過剰設備が発生しやすい場合には、設備登録制を実施することにより新增設が禁止されることにより生じる技術革新阻害効果も顕在化することなく、規制実施によるメリットを享受し得た。

しかしその後、発展途上国の追い上げにより一部の分野において国際競争力が失われつつあり輸入品が急増している今日においては、過剰設備を発生させるよ

うな設備投資が行われる状況はなくなってきており、設備登録制を実施する意義について再検討する必要がある。

すなわち、繊維産業を取り巻く環境は、輸入の急増、需要の高級化・多様化等大きく変化しており、それへの対応にどう取り組むかが今後我が国繊維産業が生き残れるか否かのポイントであり、登録制があるだけで生き残れるというものでなく、こうした環境変化に対する生き残り策を検討する必要がある。このような点から、登録制の今後のあり方について輸入品への対応、構造改善への対応をどう行っていくかということと併せて検討する必要がある。

現行登録制に関しては次のような批判がある。

- 輸入が急増している中で、登録制によって国内の設備のみを制限の対象としても、本来の過剰設備調整効果は少ない。
- 繊維産業の中で圧倒的多数を占める中小零細企業では、技術的、経済的に陳腐化して競争力が失われた設備であっても、財産として半永久的に保有される傾向が強い。いわゆる「過剰設備」の中にはこのような競争力を失った設備まで含まれており、実際には過剰状態になく設備調整対策としての登録制の必要性は失われている。
- 今後、登録制を廃止した場合に大企業が参入してくる可能性は少ないと考えられ、設備の増設が進展し設備過剰状態に陥るという可能性は少ない。
- 登録制によって設備新設制限がなされ設備の新設にはスクラップ・アンド・ビルドの原則が適用されることから、競争力を失った非競合設備さえも登録権の対象としてプレミアムが生じ、投資コストが上がり企業の設備近代化、合理化を阻害している。
- 登録制については、業界の設備実態把握、産地組合等の組織維持の効果等がメリットとして指摘されるが、これらは設備登録制の副次的、反射的效果にすぎず、仮にこうした効果が存在しその維持が必要であるとしても、その手段として設備登録制を維持する必要があるかどうかとは別の問題である。

また、一方では登録制について次のようなメリットを主張する意見もある。

- 設備の新增設および新規参入を規制していることにより下等競争の激化する事態を排除するとともに、中小企業を大企業の参入から保護するという効果がある。

- 中小企業の取引上の地位を高めその結果経営の安定化に寄与している。
- 登録制により各業界の設備の実態把握が容易となり、各種業界対策の推進に効果がある。
- 登録制に係る事務は産地組合等、業界団体の活動における業務の基盤となっており、業界団体の組織の強化、維持の面で効果があり、ひいては産地の振興に寄与している。
- 現行の登録制により川上、川下その他業種にデメリットを及ぼしていない。

## ②設備廃棄制度

### (a) 設備廃棄制度に対する検討経緯と評価

設備廃棄制度について、両審議会は、昭和58年答申において、従来行ってきた設備共同廃棄事業について有効性に疑問を提示するとともに、転廃業対策の緊急性を勘案し、転廃業者に限り実施することを検討すべきとの基本的方向を示した。

これを受けて、昭和60年度から実施された業種については、転廃業者に限り設備共同廃棄事業を実施した。さらに昭和61年5月30日の経済対策閣僚会議において、「現行制度の抜本の見直しを行い、現行設備共同廃棄事業を廃止することとし、改めて厳格な要件および監視体制の強化のもとに、特定産地等の構造調整を促進するための新たな設備共同廃棄事業を実施する。」ことが決定された。その結果、新設備共同廃棄事業においては、(a) 産地主義の導入、(b) 業種別、産地別ビジョンの明確化、(c) 実施体制、監視体制の厳格化、(d) 実施の是非に対するチェックアンドバランス機構（残存者負担の導入）以上4点の改善が行われるとともに、本制度は62年度末をもって終了することとなった。

現在までに行われた設備廃棄制度については、繊維業者が本制度を活用することにより、中小零細であり、また、産地形成をしていること等により通常であれば困難な事業転換、廃業を円滑に実施し産地の構造改善を行うことができた、過剰設備を廃棄することにより需給が改善され業界の経営基盤の安定に寄与した等の評価がある。

他方で、本事業は、過去繰り返し実施されてきたが過剰率の改善は進まず、また、将来も実施されるであろうという期待を生み、設備登録制とも相俟って設備

を権利とみる考え方を定着させ、通常であれば廃棄されるべき設備を温存させる等の弊害が起こり、これに対する企業の経営責任の所在の曖昧化と行政に対する過剰依存という体質が生まれる等の批判もある。

#### (b) 新たな局面が生ずる場合の対応

今後、繊維産業における構造調整がドラスチックに進行する過程において、設備にも着目した産業調整施策を検討することが必要となる局面が生ずる場合には、過去の経緯と問題点を踏まえ広くコンセンサスが得られるような新しい理念と内容をもった新たな産業調整施策について、慎重に検討する必要がある。

### 1-2-2. 事業転換、新分野進出等の円滑化……(略)

## 2. 実需対応型供給体制の構築のための基盤整備の支援

### 2-1. ファッション化対応のための環境基盤整備等

#### ① ファッション化への対応のための基盤施設の整備

繊維産業の需要のファッション化への対応を急速に押し進めるためには、「繊維リソースセンター」の整備を積極的に支援することにより、繊維産業の商品企画機能を強化し、また、繊維産地の情報発信機能の強化を図ることが急務である。(以下、略)

#### ② 人材育成対策

繊維産業がファッション化に適切に対応し発展していくためには、人材の質が極めて重要な意義をもっており、その育成を積極的に図らなければならない。

##### (a) 学校教育の充実等

従来、アパレル産業は、人材の供給源を専門学校に依存してきたが、多くの専門学校は洋裁等を教えるにとどまっていることから、ファッションビジネスに従事する人材を教育する機関として変用することが必要である。また、ファッションビジネスに係る高騰教育等のためのファッション大学の設置、一般学校教育におけるファッションビジネスを取り込んだ学科等の新設について検討する必要がある。

ある。

また、既に就業している者が再教育を受けるシステムも必要である。

#### (b) 資格制度の創設

アパレル産業には専門的な知識、技術等を必要とする職種がある。しかし、その職種をして必要十分な専門知識、技術等が明確でないため種々の問題がおこっており、これを明確にし標準化することが求められている。そこで可能な分野については資格制度を設け、産業のイメージ向上、従事者の地位向上を図る必要がある。

また、川中部門がファッション化に適切に対応していくため、テキスタイルデザイナー等の分野に対する教材の開発、専門学校等の学校教育の充実、産地における人材育成事業の促進等を積極的に推進する必要がある。

### ③国民全体のファッション感性の醸成

#### (a) ファッション関係イベントの支援

アパレル、テキスタイルのあらゆる分野でファッション関係イベントが全国各地で積極的に行われるようになっており、ビジネスチャンスの拡大、個人、企業等のファッション感性の醸成に大きく寄与している。しかし、イベントを開催する側からみると、ファッションイベントにふさわしい会場が存在しない等の問題がある。このため、ファッションイベント会場の整備が検討されるべきである。

また、ファッションの発信基地としての我が国の地位を確固たるものとするため、ワールド・ファッション・フェア等のイベントの開催を通じて各国のデザイナーの交流等、国際交流を進めることが必要である。

#### (b) ファッション関係顕彰制度

繊維産業全体の持つイメージ等から、各企業では優秀な人材の確保等の面で問題があり、産業のイメージ向上を図る必要がある。

ファッション、繊維産業に対するイメージの向上の有効な方策としては、製品の持つデザインおよびファッションの優秀性を提示し多くの人々の関心を集めることもその一つである。ファッションの分野でも先例にとらわれることなく、行政機関等の中立的な機関が選定する顕彰制度の創設を検討する必要がある。

## 2-2. 技術開発、情報化への支援

### 2-2-1. 技術開発への支援

#### ①技術開発課題に対する政策支援

繊維製品の風合や快適性といった感性的情報の定量化のための人間の形態的・動的・特性計測評価技術等の人間生活工学的な研究および、繊維製品の企画・設計・評価の自動化技術の開発等については、その研究領域が基礎的であり、繊維分野のみならず広範囲にわたるため、産官学の連携のもとに研究開発の推進を図るべきである。

さらに、多品種・少量・短サイクル化に対応した生産の効率化に必要な技術課題の発掘等についても、関係施策の活用を含め適切な支援策の実施が望まれる。

#### ②検査・試験評価、品質問題への総合的な対応策

繊維製品およびその素材の多様化に対応するため、製品特性・品質評価技術の開発等をアパレル製品等品質性能対策協議会等の場を活用し、一層強力に進めることが必要である。

また、品質・性能評価等に起因する取引上の紛争、消費者苦情は増加傾向にあるが、それらは当事業者間での品質情報の伝達の不十分さ等に起因するところが多い。そのため通商産業検査所において事業者、試験検査機関、消費者等関係者による情報交換を行う繊維製品品質問題懇話会（仮称）を設置すること等の措置が必要である。

### 2-2-2. 情報化への支援

#### ①繊維産業情報システム化推進協議会（仮称）の設置

繊維産業の情報化を効率的に進めていくため、業界関係者を中心とした「繊維産業情報システム化推進協議会（仮称）」を繊維工業構造改善事業協会等に設置し、繊維産業におけるネットワークのあり方、ビジネス・プロトコルの標準化、繊維データベースのあり方、POSの衣料分野での利用など情報化に係る基本的事項の検討や、合意形成の場とすることが必要である。

#### ②情報ネットワーク化の推進およびデータベースの構築等

繊維産業の情報ネットワーク化を図るため、ネットワーク構築の前段階である基本調

査等について支援策を講じるべきである。情報ネットワークの構築段階について、ハードウェア・ソフトウェアの導入に対する既存施策の活用を図るとともに、各種の助成措置の拡充について検討すべきである。

### ③ ビジネス・プロトコル標準化の推進策

「繊維産業情報システム化推進協議会」ではビジネス・プロトコルの標準化を図るために、基本指針や基本計画の策定等を行うべきである。

また、繊維工業構造改善事業協会等の第三者機関により、帳票類や商品コードの様式、項目等について現状把握を行い、それを踏まえたモデル・プロトコルの作成等を行うことも望まれる。

加えて、繊維産業の情報化の進捗状況を十分踏まえながら、情報処理の促進に関する法律に基づく連携指針を政府が策定することにより、関係業界に対し望ましい方向を提示することについても検討すべきであろう。

## 2-3. 取引・流通の改善

### ① 取引慣行の改善

繊維産業における取引慣行は、繊維産業の生産・流通構造の複雑さ等を背景に、長い年月の間に当事者間の合意の積み重ねによって形成されたものであるが、その中には繊維産業の合理化を進めるためにもその改善の必要性を指摘されているものが存在する。

現状を見ると、繊維取引近代化推進協議会の活動、関係業界団体、事業者の改善努力、さらには繊維産業を取り巻く環境条件の変化に対応した生産・流通構造の変化等もあり、書面契約率の向上、返品率、引取遅延・拒否の減少等、総じて広範囲にわたる改善がみられる。しかし、個別業界ごと個別慣行ごとに一層の改善の必要性が指摘されているところもある。

取引改善問題は、我が国繊維産業の伝統的構造に深く根ざすものでありその解決は容易ではなく、基本的には、個々の事業者が構造改善を積極的に推進することにより商品企画力、販売力等を強化し総合力を向上させることによって、取引交渉力を強化することが何よりも重要である。また、一見不合理な取引慣行と見える慣行といえども当事者が合意しているものについては第三者が問題にすべきではないとの指摘もあり、この意味からも繊維事業者自らの自主的解決が大前提である。



そこで、自主的解決の原則に則り、繊維業界間の協調と強力の場として繊維業界の総意で設立された繊維取引近代化促進協議会を取引改善における中心的機関とし、以下のような対策をさらに推進していく必要がある。

- 個別取引慣行の改善については、関係業界の積極的発意と活動を基本としつつ、協議会の場を活用し懇談会の設置を行う等関係業界間で十分な意見交換を行い、取引改善指針等の策定に向けて努力していく必要がある。
- 返品、引取遅延等の個別慣行は、契約面の不明確さが誘因となっている場合も多いように見られることから、書面契約の推進、契約条件の明確化といった事業についても取引改善事業の基本的対策として推進していく必要がある。
- オンライン化等の進展は、契約の明確化をもたらし、返品、後値決め、取引遅延等の他の取引慣行に良い影響を与える等取引改善に資するとの指摘もある。これまで取引改善事業として進めてきた取引契約、伝票等の明確化といった事業については、情報化の基盤を整備するものであり、より取引改善を推進させることから一層の取り組みが必要である。また、品質および品質情報の伝達の不備に起因する返品、引取拒否といった取引問題の発生が増加していることにかんがみ、今後、これら分野における情報化への取り組みも必要となろう。

政府としても自主的解決を大原則としつつも、不公正な取引の防止については独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法等の所要の法的措置が既に整備されていることから、これら既存の法の適正な運用に努めることは、いうまでもなく、業界の自主的努力を助長し、繊維取引近代化推進協議会の活動を円滑化すべく個別取引慣行の改善を推進するための懇談会の結成、品質および品質情報に係る取り組み等に対して適切な支援を積極的に行っていく必要がある。

(以下、略)

## 【付属資料 III-2】

### 日本の「繊維産業構造改善事業」の概要

新興工業国、その他アジア諸国の繊維産業の発展、円高による国際競争力の低下や需要構造の高級化、多様化など、内外環境が大きく変化する中で、中長期的観点から繊維産業の高度化を図ろうとして展開されているのが構造改善事業である。

本事業は、67年制定の「特定繊維工業構造改善臨時措置法」によりスタートした。同法に基づき、特定4業種（特定紡績業、特定織布業、特定染色業、メリヤス製造業）について、設備の近代化、企業の集約化などハード面の強化と、スケールメリット追求による資本集約型産業への転換と国際競争力の強化が図られた。（旧構造改善事業）

74年には、「繊維工業構造改善臨時措置法」が制定され、新商品・新技術の開発を中心としたソフト面の機能強化による知識集約化を目指した構造改善事業として再スタートした。（新構造改善事業）

時限立法の同法は79年、84年の2回にわたり改正、延長されて事業内容の一層の充実が図られてきた。

現行の構造改善事業（89年6月まで）は、知識集約化・人材育成を柱とする以下のような内容で実施されている。

#### (1) 知識集約化事業

本事業は、繊維産業の知識集約化を推進するため、繊維業種、企業間の連携を深め、情報収集、商品企画、生産および販売の機能結合を図ろうとするものである。

グループを形成する企業、事業共同組合に対して、金融、税制上の助成措置がとられている。

##### 1) 対象となる事業

- ① 商品開発センターを設置して行う、新商品、新技術の開発事業
- ② ①で開発された新商品、新技術製品のための設備リース事業
- ③ 設備近代化事業
- ④ 企業規模適性化事業
- ⑤ 取引改善事業

## 2) 助成措置

- ① 中小企業事業団など公的機関による融資
- ② 税制上の優遇措置  
機械の割り増し償却、試験研究用固定資産の圧縮記帳など
- ③ 自己資金調達に対する繊維工業改善事業協会による債務保証

## (2) 人材育成事業

本事業は、繊維産業の健全な発展のうえで重要な鍵となるアパレル産業振興のため、同産業部門で、消費者ニーズの変化に対応できる専門的かつ実務的な能力を持つ人材を育成しようというものである。

本事業は、政府の出資金と業界団体の出損金を原資に、繊維構造改善事業協会の各種業務を通じて実施されている。

## (3) 繊維工業構造改善事業協会

同協会は、繊維産業の構造改善事業推進母体として67年に設立された機関である。「繊維構造改善臨時措置法」の改正、延長に伴い、同協会の事業内容も拡充され、現在、次のような事業を行っている。同協会は民間法人であるが、ほとんどの事業は政府出資金と業界出損金で運営されている。

- ① 構造改善事業に必要な資金の借入れにかかわる債務保証。
- ② 繊維産業振興事業のための助成金の交付（新製品または新技術の開発、国内外の繊維製品の需要動向調査、新規需要の開拓、流通近代化合理化対策などが対象）
- ③ 繊維工業技術指導助成金の交付
- ④ 繊維工業等技術指導員育成事業
- ⑤ アパレル企業の人材育成事業  
（講習会の実施、民間組合実施の研修会に対する助成）
- ⑥ 繊維情報の収集、処理及び提供事業  
（衣料品生産実態調査、売れ筋調査、海外調査とその情報提供）
- ⑦ 各種受託事業  
（ファッションコミュニティセンター、ワールドファッションフェア開催などの調査研究受託、繊維デザイン情報カード作成、技術開発関係調査研究）

日本の「中小企業の設備近代化資金制度」の概要

本制度は信用力や資金調達力が弱い中小企業に対して、国や都道府県が資金面から援助し、中小企業の設備の近代化を促進しようとするために設けられている。本制度は以下のような内容となっている。

(1) 中小企業設備近代化資金貸付制度

中小企業主が生産性の向上などを図るために導入する設備に要する資金の半額を貸付ける制度

(2) 一般設備割賦制度

中小企業の中でも特に資金調達力が弱く、設備の選定などについても専門的知識・技術が不足しがちな小規模企業に対し設備を割賦で貸与、譲渡する制度。

(3) ハイテク・情報機器等割賦制度

新技術の取り組みが遅れがちな中小企業のハイテク機器導入を支援するためハイテク機器設備を割賦で貸与・譲渡する制度

(4) ハイテク・情報機器等リース制度

(3) 同様、ハイテク機器導入促進のための制度であるが、中小企業の資金負担を軽減するため、設備の買い取りではなく、中小企業に長期使用させるリース制としたものである。この制度を利用するユーザーには、①資金繰りにゆとりができること、②高価な新鋭機や設備を低額な経費で使用できる、③毎月支払うリース料金が税制上必要経費として損金処理できる、などのメリットが生まれる。

(次ページの一覧表を参照)

[中小企業の設備近代化資金制度]

	設備近代化資金  貸付制度	設備貸与制度		
		割賦事業		リース事業
		一般設備	ハイテク・情報 機器等	ハイテク・ 情報機器等
貸付対象者	主として従業員 100人以下の中 小企業者	主として従業員 20人以下の中小 企業者	主として従業員 80人以下の中小 企業者	主として従業 員80人以下の 中小企業者
貸付限度額	3,000万円以下	2,500万円以下	5,000万円以下	5,000万円以 下
利子等	無利子	貸与損料年 4.5% 保証金 10%	貸与損料年 4.5% 保証金 10%	年7%程度 (税金、保険 料込み)
償還期間	5年以内	4年6ヵ月以内 公害防止設備 11年6ヵ月以内	6年6ヵ月以内 公害防止設備 11年6ヵ月以内	7年(84ヵ月) 以内

韓国の繊維産業高度化事業の概要

—「繊維工業近代化施行計画（1984年）」—

韓国の「繊維工業近代化促進法」（1979年12月公布）に基づく「近代化施行計画」（1984年度）を紹介する。（この中で、始めて業種間の垂直・水平協力体制の構築がうたわれている）

内容は、①老朽設備の改替・最新設備の導入を中心とする生産基盤の拡充、②素材開発、ファッションデザインの開発、染色加工業の育成等による品質高級化および多様化、③技術開発の促進、④情報機能の強化、⑤輸出市場の拡大等である。

今後は技術、情報、ファッションに重点を置いた質的向上を志向する先進国型産業への移行を一段と進めようとしている。そして、それは日本の繊維産業が目指している道でもある。

繊維工業近代化施行計画（1984年）

1. 生産基盤の拡充

ア) 設備の拡充

イ) 設備の合理的調整

2. 設備の近代化

ア) 老朽設備の改善

◎改替資金の支援

- 支援規模：30億ウォン
- 財源：繊維工業近代化基金

◎劣朽設備改善許可の優先

イ) 最新設備の導入促進

◎導入資金支援（基金）

◎協同化設備の設置支援

◎最新開発設備に対する情報提供

- 大韓民国国際繊維機械展示会開催
- ATME 視察支援

3. 品質高級化および多様化

ア) 素材開発促進

◎主要開発対象品目

- 化繊：極細糸、混繊糸、吸湿原糸、易染糸、PBT繊維、低融点繊維
- 紡績：特殊混紡糸（絹／アセテート、綿／毛、綿／麻、毛／絹）、  
ファンシー・ヤーン、極細番毛糸、メリヤス専用糸
- 織物：高密度織物、綿／毛織物

◎新素材開発支援

- 開発資金支援：5億ウォン基金
- 素材開発用小規模設備の優先設置許可

◎アクリル試験紡績工場運営

- 800 鍾規模
- 外国開発新素材の試験紡績

◎1社1素材の開発推進（化繊、紡績）

◎新素材開発展示会開催

イ) ファッション・デザインの開発

◎ファッション・デザイン専門機関の育成

- 国際ファッション・デザイン研究院の機能強化
  - ーデザイナーの育成
  - ーデザイナーを業界と連結
- 海外有名Fashion Schoolの分校誘致ー仏Esmond

◎新人ファッション・デザイナーの選抜大会開催（海外研修費支援）

◎第1回Korea Fashion Fair開催（ニューヨーク）

◎海外有名ファッション展示会参加支援：Salon Du Preta Porte（仏）、Easternstoff（日）、Interstoff（西独）、Index（スイス）

◎衣類ファッション・ショー開催（業種別、分期別）

◎ファッション・デザイン分科委員会の設置運営

- デザイナーと実需要業界の協力強化

◎企業のファッションデザイン研究室を設置誘導

ウ) 染色加工工業の育成

① 染色専門団地支援

◎半月団地

- 専用送水管設置（基本計画樹立）
- Computer Color Matching Terminal設置
- 捺染模範協業団地の共同作業支援
- 技術実態精密診断→等級別指導

◎飛山団地

- 熱併合発展設備の設置支援
- Computer Color Matching Terminal設置

◎釜山団地

- 団地造成基本計画の樹立

② 技術指導強化強化

◎海外技術者招請、現場指導（10名、30社）

◎国内技術陣による現場指導（90社）

◎韓・伊民間染色共同委員会活用

③ 技術研修

◎海外研修

	期間	人員
技術者および	1～2カ月	42名
技能工		
工場長級	〃	45名
計		87名

◎国内研修

- 研修機関：工業試験院、中小企業振興公団、韓国繊維技術振興センター



(KOTITI)、大邱繊維技術振興院

• 研修人員：600名

④ 特殊染色加工技術導入

• 防汚、防染、防縮および衛生加工技術等

• 特殊コーティング

⑤ 韓国標準色相表製作

エ) 少量高価品の専門生産企業育成

◎設備資金支援

◎クォータの割り当て支援

◎技術指導

オ) 業種間の垂直水平協力体制の構築

① 垂直協力事業支援

◎試験運営→効果分析→拡大運営

② 同一業種間（水平）協業化誘導

◎協業団地の造成

織物（3）、縫製（2）、ニット（2）、不織布（1）

4. 技術開発の促進

ア) 大企業の技術開発研究所の設立誘導

◎自社研究所：現在（4）、84年（7）、86年（12）

イ) 中小企業の技術隘路打開

◎韓国繊維産業連合会：情報収集・提供、技術相談

◎韓国繊維技術振興センター（KOTITI）

：隘路技術研究開発、技術指導、中堅技術者研修（150名）

◎大邱繊維技術振興院：大邱地域の技術隘路打開（試験分析、技能工養成および再訓練）、試験設備補強（2億ウォン）

◎その他関連機関の活用：中小企業振興公団等

ウ) 技術者および技能工の開発

① 高級繊維頭脳の育成

◎海外研修（博士課程）

・KOTITI-3名、企業-7名

② 中間技術者の再訓練

◎国内研修

・研修機関：中振公、KOTITI、大邱繊維技術振興院、衣類試験検査所

・研修分野：製織、ニット、縫製、染色、品質管理

・研修人員=2,000名

③ 模範技術者および技能工表彰

◎国内産業視察および海外主要工場見学

④ 導入技術の垂直・水平活用体制の強化

・企業間相互の訪問および情報交換

・工場長セミナー開催（分期別）

⑤ 海外優秀技術者招請、研修および指導

⑥ 産学協同支援

◎各種セミナー開催および学会活動支援

5. 情報機能強化

ア) 繊維産連情報室運営強化

◎海外有名情報機構との提携

◎情報要員の海外研修

◎情報委員会構成（業界、学界10~15人）

・情報の交流拡大

・情報の活性化

◎各種資料（ファッション、技術、市場情報等）発刊、普及

イ) 繊維団体の情報機能強化

◎自己情報室の設置

◎海外関連他団体との提携

ウ) 海外留学生を情報モニターとして活用

エ) 海外市場にアンテナ・ショップを設置誘導

6. 輸出市場の拡大および多様化

ア) 非クォータ品目の開発輸出：シルク製品、麻混紡製品、革製品等

イ) 海外主要市場の流通機構に直接参与

◎卸・小売店開設

ウ) アフリカ市場の拡大

◎合同事務所設置

地域：アビジャン（アイボリー・コースト）

◎韓・ア繊維懇談会開催

・大規模購買使節団誘致

エ) 非クォータ地域の有名バイヤーを招請、

オ) 輸出市場開拓活動支援

◎セールスマン団派遣：中南米・アフリカ・東南アジア地域各1チーム

◎クォータ交渉支援

◎海外巡回展示会開催

7. 繊維工業近代化基金造成

◎84年規模：40億ウォン

◎出損：政府および業界各50%

◎主要事業：設備近代化、製品高級化および技術向上、輸出振興その他繊維工業近代化促進事業

8. 行政支援の強化

ア) 原料の安定供給

◎原綿

・導入資金の支援（GSM 102：3億ドル）

・割当て関税の継続適用

◎原毛

・関税引き下げ：30%→20%

◎生糸：不足分の輸入供給

◎化繊原料：国産化繊原料の国際価格での供給

◎中間原資材価格安定

・国際価格に連動

- リンク輸入比率の弾力的運営
- 備蓄および共同購買の拡大実施

イ) 税制支援

◎原料および施設財の関税率引き下げ

◎特別消費税調整：毛製品およびカーペット類

ウ) 品質向上対象品目の支援

◎コール天、不織布等

エ) 繊維産業連合会の機能強化

(以 上)



< 付属資料 >

#### IV. その他



【付属資料 IV-1】

ステアリングコミッティ名簿

1. Director-General  
Department of Industrial Promotion (DIP) Chairman
2. Deputy director-General (Mr. Manu Leopaipote)  
Department of Industrial Promotion (DIP) Vice-Chairman
3. Director of Planning Division  
Department of Export Promotion (DEP)
4. Director of Industrial Economics & Planning Division  
Office of the Permanent Secretary, Ministry of Industry
5. Director of Planning Division  
Board of Investment (BOI)
6. Mr. Thamnu Vasinonda  
(Director of Thailand Management Development and Productivity Center)
7. Dr. Damri Sukhotanang  
(Director of the Metal-Working and Machinery Industries Development  
institute)
8. Chief of Industrial Planning Coordination Section  
Office of the National Economic and Social Development Board (NESDB)
9. Representative of the Association of Thai Industries
10. Director of Planning Division  
Department of Industrial Promotion Secretary
11. Director of Industrial Development Center  
Department of Industrial Promotion Asst. Secretary

ADVISORS

1. 1st Secretary, Embassy of Japan (Mr. Shoichi Ikuta)
2. JICA Expert (Mr. Kenichi Kohata)



第2年次タイ側カウンターパート名簿

(Textile & Garment)

- |                              |                   |
|------------------------------|-------------------|
| 1. Mr. Suchart Intarachote   | TID               |
| 2. Mr. Boonying Phumpiem     | TID               |
| 3. Miss Sireerat Charuchinda | TID               |
| 4. Mrs. Suda Thongsri        | Planning Division |

(Furniture)

- |                            |               |
|----------------------------|---------------|
| 1. Mr. Nantapit Nakasarn   | ISD           |
| 2. Mr. Thawee Kaewmane     | ISI           |
| 3. Mr. Somchai Chumsuwan   | ISI           |
| 4. Miss Suwicha Bhadrasiri | Planning Div. |
| 5. Miss Supawan Satavatorn | ”             |

(Policy)

- |                                 |               |
|---------------------------------|---------------|
| 1. Mr. Suwat Sivasaranond       | Planning Div. |
| 2. Miss Yawanit Thongpahasatcha | ISI           |
| 3. Mr. Wirat Amornlertivit      | Planning Div. |



JICA